

私たち



健康推進員です

健康推進員は「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、子供から高齢者まで健全な食生活を実践することができるよう、各地域で食育活動や健康づくりのお手伝いをしているボランティアです。

今年度は新メンバー8人が加わり、101人が各地域で活動をしています。

健康推進員の新しい仲間を募集中です。6月13日(水)までに☎へご連絡ください。



☎健康政策課(保健センター)

☎72・4008 ☎72・1481

新婚さんの新生活を応援します



■対象となる世帯

次の①～⑦の全てに当てはまる世帯

- ①平成30年1月1日～平成31年2月28日に婚姻届を提出し受理されている
- ②婚姻届において夫婦ともに34歳以下
- ③平成29年中の夫婦の所得を合算した金額が340万円未満である(貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額)
- ④平成30年1月1日～平成31年2月28日までの間に結婚を機に市内で住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されている
- ⑤他の公的制度による家賃補助を受けていない
- ⑥過去にこの制度に基づく補助を受けていない
- ⑦市税の滞納がない

■補助額 1世帯あたり18万円を上限

■対象経費 物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越し業者や運送業者に支払った実費

■申請期間 平成31年2月15日(金)まで

※予算がなくなり次第、受付を終了します。詳しくは☎へ

☎地域創生推進課(東庁舎)

☎71・2316 ☎72・2000

公的な機関を名乗って電話をかけ、個人情報や漏れているなどと話し、お金をだまし取る詐欺が増加しています。消費生活センターなどの相談機関は、相談をしてきたことのない人に電



国民生活センターから電話があり、「3つの会社にあるあなたの個人情報が登録されている。2社については削除できたが、1社は削除できなかった。」と言われた。

消費生活センターから「あなたの個人情報が漏れています。犯罪に巻き込まれないように削除しましょう。」という電話がかかってきた。

消費者
悩みの相談室

こんな電話に注意!
「あなたの個人情報が漏れています。」

話をかけることはありません。会話を続けていると、最終的には金銭を要求されることとなります。不審な電話は相手にせず、切りましょう。留守番電話機能や番号表示機能を利用して、必要な相手にだけ電話をかけ直す方法も有効です。お金を渡してしまうと、取り戻すことはほぼできませんので、絶対にお金は渡さないようにしてください。

☎消費生活センター(東庁舎)
☎71・2360
☎72・3788